

## 「NPO の現状と社会的意義」への案内

谷和明（東京外国語大学名誉教授）

### I この授業科目の進め方（別紙「授業計画」参照）

(1) 現代日本社会における非営利市民組織の現状、社会的意義、問題点の検討

①市民NPOが担っている多様な事業についての理解

②非営利・市民団体としてのNPOの組織、経営面の特徴の理解

③現代社会における市民NPO活動の意義（可能性と限界）の考察

(2) ①市民社会論、③第3セクター論、③自己実現論という3つの視点から

(3) 「観察者」としてだけでなく「行為者」の立場から、自己の進路にも関連する問題として主体的に学習する。→期間中のNPOボランティア体験など

(4) 学習グループでの活動

編成 A=出席番号1桁が1+6 B=2+7 C=3+8 D=4+9 E=5+0

調整 U309084→A U301024→B

(5) 原則としてペーパーレス

### II 学習対象としてのNPO (Nonprofit Organization:Not-for-Profit Organization)

#### 1 暫定的定義

(1) 「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。一。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。(内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha>)

(2) ‘NPO’は、‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳すのがよいでしょう。

「民間」とは「政府の支配に属さないこと」、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」、「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

なお、日本NPOセンターでは、その支援の対象とするNPOを「医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織で、民間の立場で活動するものであれば、法人格の有無や種類を問わない」と定めています。

(3) 国際比較のための the structural operational definition

Formal; Organization

Private; nongovernmental

Non-Profit-Distributing

Self-Governing

Voluntary

(The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project)

(4) 特定非営利活動促進法（NPO法）〔1998年3月 同年12月施行〕での条件

- \* 運営組織及び事業活動が適正
- \* 公益性
- \* ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動
- \* 不特定かつ多数のものの利益
- \* 営利を目的としない
- \* 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的としない

資料：NPO法からの抜粋

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

2 別表 活動分野

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	十三 子どもの健全育成を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動	十四 情報化社会の発展を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動	十五 科学技術の振興を図る活動
四 観光の振興を図る活動	十六 経済活動の活性化を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	十八 消費者の保護を図る活動
七 環境の保全を図る活動	
八 災害救援活動	十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
九 地域安全活動	
十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
十一 国際協力の活動	二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	

(4) 3つの暫定的定義

- ①民間非営利組織（広義）
- ②非営利市民組織
- ③特定非営利法人（狭義）

## 2 日本における NPO の発展

- (1) ボランティア元年 1995 年阪神・淡路大震災後の市民災害ボランティアの活躍
- (2) 特定非営利活動促進法 (NPO 法) の制定 [1998 年 3 月 同年 12 月施行]  
(当初は市民活動推進法として議論されていた)

(3) NPO 団体数の増加

年	1999年3月	2000年	2005年	2010年	2015年	2017年7月
団体数	23	3,156	24,763	41,617	50,635	51,704
増加数			21,607	16,854	9,018	1,069

- (4) 活動分野 ①保健・医療・福祉 (64%)、②街づくり (42%)、③子育て (39%)、  
④社会教育 (34%)、⑤学術・文化・芸術・スポーツ (29%)

(5) 市民 NPO 後進国?

- ①欧米先進国 \*キリスト教的 Charity と Self Help の伝統 \*市民社会の歴史  
\*労働運動の互助組織 ⇒NPO の量的・質的な発展と支援体制

②多数の NPO 的団体の存在

③地縁団体の伝統と地盤

団体類型	1996	最近年	年	備考
公益法人	26,089	20,729	2016	等50730
学校法人	7,584	7,806	2013	
社会福祉法人	15,210	19,823	2014	
医療法人	21,475	50,576	2015	
市民活動団体	85,786	70,986	2008	NPO37605
NGO (国際協力)	351	111	2016	
労働組合	31,601	24,983	2015	
人格なき社団等	6,283	16,984	2015	
小計	194,379	211,998		
協同組合等	59,592	43,351	2015	
地縁団体	293,227	298,700	2013	法人44008
合計	544,650	551,255		

## 3 NPO の現代的性格

- (1) 伝統的 Gemeinschaft、相互扶助の復活ではない
- (2) 「市場の失敗」と「政府の失敗」を踏まえた試み
- (3) 1970 年代以降の市民運動の発展を基盤としている

## 4 日本の NPO 法の問題点

- (1) 「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展」「公益性の増進」
- (2) 政治的活動、宗教的活動、共益的活動の排除 [危険性]

## 5 NPO 活動の意義

- ①財政的視点 → 公的支出削減、民営化
- ②社会政策視点 → 社会サービスの効率的な提供方法。自助、共助、公助の組み合わせ。
- ③政治的視点 → 新しい三権分立 vs. 動員
- ④アソシエーション論的視点 →
- ⑤生活論的視点 → 自由な自己実現活動

